

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第43号 2014年9月24日

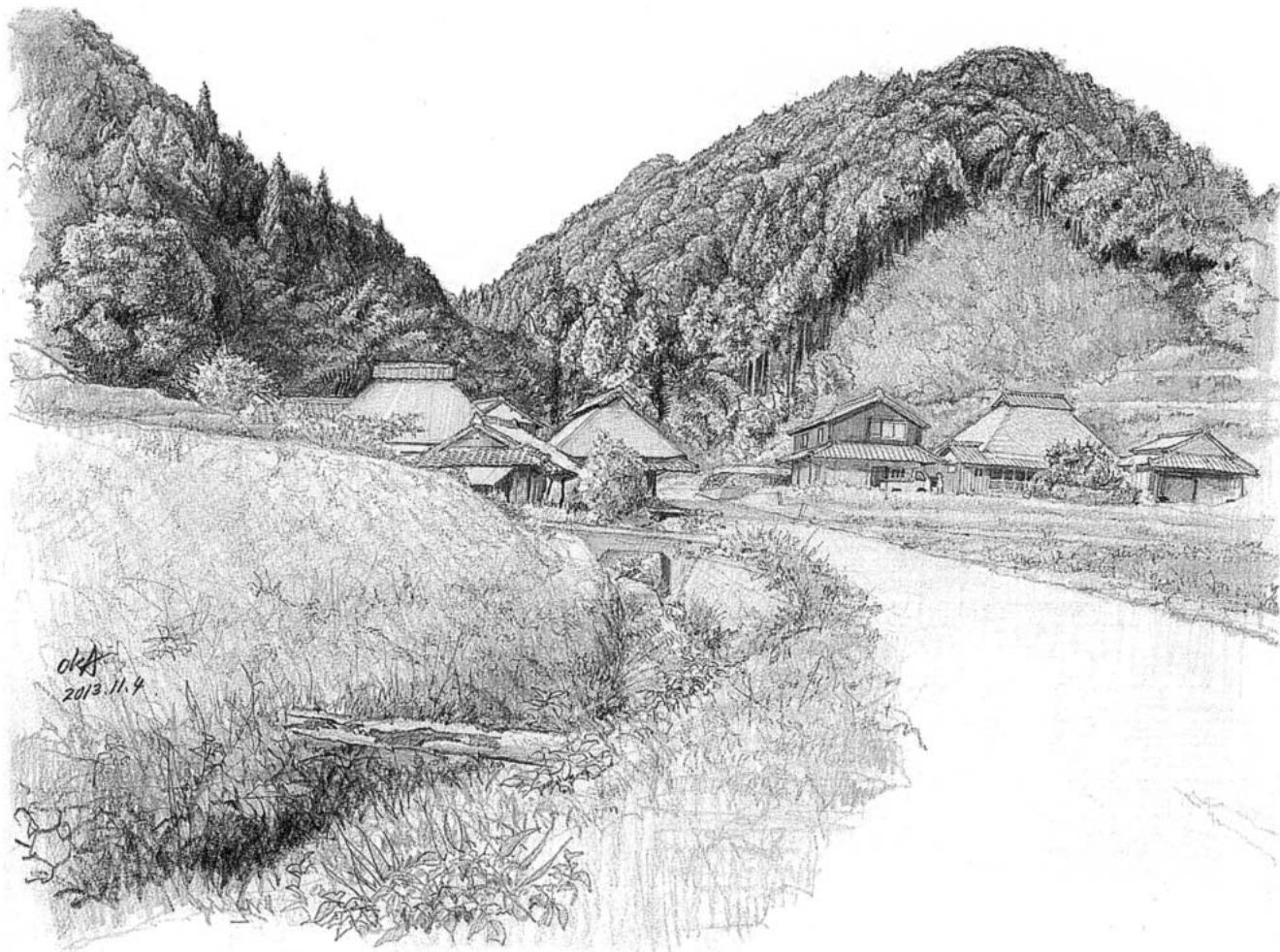
子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ http://kodomo.p-web.biz/

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和（元山口県小学校教員）

子どもの幸せと平和な未来を

子ども全国センターは6月28日、2014年度の総会を開き、市民団体や全教の地方組織などから44名が参加して各地・分野のとりくみを交流し、今年度の活動の方針を確認しました。総会に先立ち、中嶋哲彦さん（名古屋大学教授）に講演をしていただき、重大な情勢について学びあいました。以下はその要旨です。（文責：編集部）



三上満・代表委員の開会あいさつから

東京・昭島革新懇の宣伝行動で「集団的自衛権」に関するシール投票を行なったところ、高校生がたくさん集まって対話があり、反対が50票、賛成は2票だった。

今、大変な時代の曲がり角に来ている。小山内美江子さんは「中東やアフリカの難民キャンプの子どもは、日本から来たと言うと目を輝かす。日本は戦争をしない憲法を持っていることを知っている」と言う。ペシャワール会の中村哲さんの話も同じ。これは「日本の品格」だと思う。憲法制定当時の議会は、「日本は単なる平和愛好国ではなく、世界から戦争をなくす先頭に立つ決意」を掲げた。教育委員会制度改悪に反対した運動は、教育委員会の役割を改めて考え、あらたな見方をひらいた。憲法を守り抜いた時には、同じように新たな発展の展望をはらむ。子ども全国センターの役割も大きい。

安倍「教育再生」と憲法「改正」

中嶋哲彦さんの講演から

安倍政権は何をねらっているのか

自民党「憲法改正草案」（2012年）にみる

憲法第九条を一部変更し新たな条項を加え、「自衛権の発動を妨げるものではない」とし「国防軍」を保持する（九条の二）。さらに国防軍は、武力行使のほか、「公の秩序維持」や「国民の生命、自由を守るために活動」も行うとした。また、国を守るために「国民と協力して」領土・領海等を守るとした（九条の三）。国民からみれば国防の協力義務があるということ。

第二十六条（教育を受ける権利）に3項（国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み…）を加えた。これは、1項、2項の教育を受ける権利が、子ども・国民の権利ではなく国の未来

のための義務のように意味が変わってしまうもの。

「改正草案」の教育理念は教育勅語と同じ構造である。

安倍「教育再生」戦略とは

「再分配型教育制度」から「資本蓄積型教育制度」へ、「福祉国家的統治」から「新自由主義的統治」へ、「人間教育」から「国策的人材育成」へと転換が始まっている。

戦後の日本はまがりなりにも福祉国家をめざした時期があり、義務教育の無償や高校・大学などの教育の普及など、税の徴収による富の再分配がうたわれていた。しかし今、その転換が始まっている。個人の所得に連動したかたちで教育の機会が配分され、大企業の国際競争力の強化にむけた人材の育成や学問・研究など、教育の目的を産業の拡大、資本の利益の増大に集中させていくような教育制度への転換がめざされている。

大学を縮小する一方で、“使い勝手のいい若者”を育成するための職業教育もめざされている。

これらは、「国家主義的・規範主義的国民統合」の政策と不可分に展開されており、これらを達成するために、「公教育制度の国策遂行手段化」がめざされている。



教員の「専門職性」について

ここで、教員の専門性についてひとこと。

文科省のいう教員の専門性は、ティーチングマシンのような専門性であり、教育方法の研究は盛んにおこなわれるが、教育内容や教育課程についての研究は貧弱。

専門性だけでは足りず、専門職性、専門職としての自律性が必要。子どもに対する理解や、教科内容・方法の

専門性に立脚し、自らの活動を自ら律することができる
こと。そして職員会議などを通じて集団的に見直しながら展開していく。それが教師の専門職としての仕事のしかたである。しかしこの間の動きは、教師からそういう力や場を奪っている。

教育委員会制度の誕生とその意義

戦前の反省から、戦後は、人間教育（人格の完成）、権利としての学習をめざすことになった。

1947年の教育基本法第10条は、1項で教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負うこと、2項で教育行政は教育の自主性を尊重し、その任務は教育条件整備にある、とした。そしてあらたな行政制度として、中央集権的な文部省は残されたが、1948年に教育委員会が発足した。その理念は3つ。

- ①教育の民衆統制（教育の住民自治、学校教育への参加）
- ②地方分権化（教育の地方自治）
- ③一般行政からの独立（首長と切り離された教育委員会）

教育委員会制度の誕生の意義は、「教育的価値の実現への志向性をその存在意義（DNA）に深く組み込まれた行政機関であること」。新自由主義改革をすすめる側には、この教育委員会の存在は邪魔になる。だからこそ今、教育委員会（の存在意義）を守る意味がある。

教育的価値と、その実現とは

子ども・若者一人ひとりの状況とニーズに応じた教育を通じて子ども・若者の成長と発達を保障し、その現在と未来におけるしあわせの礎を築くこと。

法制上は日本国憲法や国際教育法規に定められた教育を受ける権利・教育への権利の実現。

首長主導型の地方教育行政制度への転換

今回の改正「地方教育行政法」により、首長が教育振興基本計画の「基本的方針」を参酌し、「大綱」を策定することを義務化。しかも、首長が教育長を任命し、教育委員会に対し、日常的に教育施策に関する「協議」を申し入れられる。政権党の教育政策および政治的・道徳的信念のおしつけをねらうもの。

しかし、教育の内容や方法は専門領域であり、学校や教員との直接のパイプをもたない首長に、権限を使わせないようにするとりくみが、今後必要である。

センター総会の発言から

○都教組

子ども全国センター作成の『教育委員へのアンケート』冊子を持って区市町村の教育委員会へ要請をしたり、『はだしのゲン』の自由閲覧の問題で都教委の傍聴など、子ども全国センターと共同して活動できて心強かった。

○新日本婦人の会（中央本部・「若い世代」担当）

鹿児島の「おしゃべりスクール小組」や八王子の教育懇談会などの学び合い。大津や松江では「学テ結果を公表しないで」と教育委員会へ申し入れた。給付制奨学金制度がほしい。「結婚予定のカップルが2人で1000万円の奨学金返済をかかえている」という話もあった。

○おかやま教育文化センター

警察官を県教委に23人常駐してパトロール。一方で、学テの成績がよければ100万円支給すると知事。『私たちの道徳』の持ち帰りは、子どもだけでなく保護者の内面も統制するということか。

ブックレットは、文字を減らして絵を入れてほしい。

○全教静岡

県内35市町の教委へ「多忙化解消」「教育員会制度について」のアンケートを実施。PISAの学力調査の問題について情報を。就学援助のとりくみをしてほしい。

○民主教育研究所

アメリカなどの教育学者が、PISAのランキングによる世界の学力競争を問題視し、実施をみあわせるよう公開書簡。シカゴの2つの学校で75%の親が学テを拒否。

民研としてフォーラムを計画。『人間と教育』に載せる。

○子どもを守る横浜各界連絡会

以前は、子どもが「子どもの権利条約を学校で聞いた」と言っていたが、今は聞かない。学校でどうひろげるか。

困難な学校の校長に求められて支援に行っている人が、「権利条約を知ってる？意見表明権がある。誰にも言わないうから話してごらん」と言うと、たくさん話ができる。子どもの心をとらえた時、子どもが変わってくるという。

○全教の浅田さん、小畑さんから

「静岡の中学校で、自分のクラスに『子どもの権利ノート』をおいて、常に話をしていた」「埼玉県越谷市は、市が子どもの権利条約のリーフをつくり小中学校に配布し、『これを使って学習していこう』ととりくんでいる。」

憲法と子どもの権利条約が生きて輝く教育を 「教育のつどい 2014」ひらく

「学び、語ろう、憲法 憲法と子どもの権利条約が生きて輝く教育を」のテーマを掲げ、8月16日～18日の3日間、香川県高松市で「教育のつどい 2014」が開催されました。3日間でのべ5100人の教職員、父母、市民などが参加しました。

1日目の開会全体集会の現地企画「ようこそ香川へ」では、香川の大学生有志によるダンス、空襲を語りつぐ会による高松空襲手記の朗読、臼杵美智子さんの香川県の不思議な石「カンカン石」によるサヌカイト演奏、混声合唱曲「鷗」と、つどい会場の参加者全員で「故郷」の合唱など文化の香り高いオープニングとなりました。

多様な価値観にふれる機会を

記念講演は、「いま、憲法を守り、生かす—福島、平和、子どもたちに思いを寄せて—」と題して、絵本作家の松本春野さんと東京大学教授・九条の会事務局長の小森陽一さんの対談が行われました。

「絵本はお互いが他者であることを発見していく媒体であり、読み進めていく中で、多様な価値観があることに気づき、いろいろな立場から読みとっていくことの大切さ、違いを認め合うことが思い合うことにつながっていくことを知るものである。

かつて日本が戦争をしていたときには、情報が制限されていた。子どもにとって一番大切な権利は、知る権利であるから、押しつけではなく、世の中で起こっていることをなるべく多く見せてあげる。子どもはそこから取捨選択していく。何が自分にとって大切なのか、何が他者にとって大切なのかきちんと見極める。それをくり返すことで人格ができる。」と、多様な人間性を認めあうことが民主主義の基本であり子どもの成長にとって大切なことがあることが語られました。

参加者からは、「松本さんの若いみずみずしい感覚を小森さんがうまくまとめて、時間のたつのを忘れた。今の若い人や、自分のためにも、今できることをしなくて

はいけないと感じた（香川）」、「お二人のやりとりがとても素敵でした。絵本、文学、戦争、福島…、対談のなかにいろいろなキーワードがありました。ジーンと胸に迫ってくるものがありました。中高生がデモに参加する話を聞いて、さまざまな世代の声を聞きたい。思いを伝えあいたいと感じました（岡山）」「教育（絵本を読むこと、読み聞かせること）を通じて、他者と自分を知ること、思いやり想像することの大切さ…など、改めて大事にしたいと言うことを振り返ることができました（東京）」などの感想が寄せられました。

子どもの姿、父母・教職員のがんばりに励まされて

全体会の後には、7つのフォーラムが開かれました。2、3日目は、高松市内の9つの会場に分かれ、28の分科会が開かれました。子ども全国センターからは、東葛看護専門学校の菊池静華さんが第9分科会「技術・職業教育」でレポート報告をしました。

フォーラム、分科会とともに、全国の教育現場で、安倍「教育再生」が子どもたちを苦しめている実態や、貧困と格差の中で子どもたちの学ぶ権利が侵害されている実態が報告されました。また、子どもたちの実態から出発し、父母や地域で奮闘する教職員の姿が多数報告されました。多くの参加者は、多忙化の中でも子どもたちと向き合い、とりくまれている全国の実践に励されました。



高校における「特別支援教育」

土方 功（全日本教職員組合中央執行委員・全教障害児教育部長）

高校に発達障害などのある生徒が多数在籍し、その指導や支援のあり方が大きな課題となっている中、今年度初めてこのフォーラムが開催されました。

農業高校の教員（香川）からは、農業経営者育成のためという本来の目的と、生徒の実態、保護者の願いにあわせて支援していくことの矛盾、悩みが語られました。

生徒の半数以上が、発達障害など様々なニーズを持っている定時制高校の教員（滋賀）からは、毎週ケース会議を設定し、生徒一人ひとりの居場所づくりにとりくんでいる実践が報告されました。

京都府立高校特別支援・進路支援教員からは、教育と福祉、教育と労働、高校と障害児教育等を「つなぐ」活動の重要性が強調されました。

文科省は今年度から、高校における「自立活動」や「通級指導教室」のモデル事業を始めていること、また

中教審の高等学校教育部会「審議のまとめ」では、高校において障害児学級も含めた「特別の教育課程編成の検討が必要」であるとしていることなども報告されました。

全体の討論では、高校においても障害児学級の設置など制度的な対応が早急に必要であるという意見と、高校の現状の中で障害児学級というイメージはもちにくく、少人数化や教員配置、各機関との連携などによって支援を豊かにしていくことの重要性を主張する意見がありました。

コーディネーターは、特別支援教育とはいっていい何かという状況の高校の層と、一定とりくみがすすみ、他機関との連携の中で方向性を見出している層があり、競争と管理の中ですでに差別化されている高校現場で、障害児学級の設置という方向性については特にいねいな議論が必要である、とまとめました。

がんばった学校に 100 万円！ 異常な「学テ体制」

赤坂てる子（新日本婦人の会岡山県本部）

香川で開かれた「教育のつどい」に参加して、「全国学力テスト」が第一次安倍政権のときに開始されて以降、「子ども、学校、保護者が点取り競争に巻き込まれ教育が荒廃する」と教育関係者が危惧していたとおり、沖縄県をはじめ各地の報告を聞き、「全国学テ」が教育を壊している実態に空恐ろしさを感じました。

岡山県でも、2016 年度（H28 年度）には「全国学テ」10 位以内をめざすとし、知事・教育委員会・県議会一体にすすめる「学力テスト」体制は異常なものです。

小 6 と中 3 の全国学テに加え、中学 1 年一県独自学力テスト、小学 4 年と 5 年、中学 2 年一「学力定着状況たしかめテスト」が独自に実施され、学力テストに教師も子どもたちも振り回されています。

知事は、「本県の教育は、暴力行為、不登校、学力の実態が全国最低レベルであり、非常事態ともいいくべき深

刻な状況」と、学力テスト等で成果を挙げた 30 校に 100 万円を支給する「頑張る学校応援事業」を提案。一方県教育長は、今年の全国学テの翌日、各教員に「10 位以内をめざす」アピール文を配布。結果を受けた 8 月の県議会文教委員会では自民党県議が「10 位をめざして…スピードアップすべき」とハッパをかけました。

こうした中「学テが終了すると、学校すぐに全員分をコピーし採点をして分析している学校もある。」との教育現場からの報告もありました。

ある小学校教師は、「学力テストが始まってからは、自分の目の前の児童生徒の実態からスタートではなく、特に学力テストで求められる学力がすべてのような発想が上からふってくるようになりました。」と語っています。

いま新婦人や、県教育文化センターで話し合いを重ね、各地での教育懇談会の開催や、「学力テストの中止」、「ゆきとどいた教育」を求め、県教育委員会への申し入れを準備しています。

個人情報大量流出問題をおこしたベネッセは岡山県の地元企業です。全国学力テストの 6 年生分の採点などを受注している企業です。今回の問題は教育情報産業頼りの学力テスト体制の危うさを露呈したともいえます。



「道徳の教科化」そのねらいと問題点

藤田昌士（元立教大学教授）

教育は国家の統治行為か

1999年3月、当時の小渕恵三首相のもとに設けられた「21世紀日本の構想懇談会」（河合隼雄座長）は、翌年1月、「日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協力で築く新世紀—」と題する最終報告書を提出しました。同報告書は、第5章「日本人の未来」で「教育のもつ二面性」と題して次のように述べています。

「第一に忘れてはならないのは、国家にとって教育とは一つの統治行為だということである。国民を統合し、その利害を調停し、社会の安寧を維持する義務のある国家は、まさにそのことのゆえに国民に対して一定限度の共通の知識、あるいは認識能力を持つことを要求する権利を持つ。（中略）そうした点から考えると、教育は一面において警察や司法機関などに許された権能に近いものを備え、それを補完する機能を持つと考えられる。義務教育という言葉が成立して久しいが、この言葉が言外に指しているのは、納税や遵法の義務と並んで、国民が一定の認識能力を身につけることが国家への義務であるということにはかならない。」

同報告書が「第二の側面」として挙げるのは「サービスとしての教育」ですが、それはさておき、国民の「教育を受ける権利」をうたった日本国憲法（第26条）のもとで、驚くべき教育のとらえ方ではありませんか。

しかし実は、実質改憲ともいべきこのような教育のとらえ方の延長線上に2006年の教育基本法改定があり、今日の安倍内閣による「教育再生」政策もあると私は考えます。

「道徳の教科化」のねらいと問題点

「道徳の教科化」も、教育委員会制度の改悪、教科書検定の強化などと相まって、教育を国家の統治行為のなかにより深く組み込もうとするものです。そのために、「道徳」を教科にすることによって、その実施への強制力を強め、当面は文部科学省『私たちの道徳』、やがては検定道徳教科書の使用を義務づけ、「愛国心」をかなめとする国定道徳を注入しようとするのです。さらにはその国定道徳を家庭や地域にも広めようというのです。

今年度、全国の小・中学生に配布された『私たちの道徳』（小学校1・2年、3・4年、5・6年、中学校）を一括して、その問題点の一端を指摘したいと思います。

①この「国定教科書」のどこに（元国連難民高等弁務官緒方貞子さんによるごく短いメッセージを除くと）子どもに戦争の惨禍をリアルに伝え、平和の尊さを考え、感じさせる教材があるというのでしょうか。②「権利と義務」とはいうものの、権利については日本国憲法からそのほんの一部を紹介するだけで、子どもの権利条約については全く触れていません。そして自他の権利を尊重するための義務（というよりも責任）というとらえ方を曖昧にしたまま、ただ「しなければならないこと」「してはならないこと」としての「義務」が強調されるのです。③日本の「伝統と文化」を抛りどころに「国を愛する心」「世界の中の日本としての自覚」が強調されていますが、同じ日本列島にあるアイヌや沖縄の伝統・文化は無視されているのではないでしょうか。④ただし、道徳教科書の「パイロット版」とも自称される道徳教育をすすめる有識者の会編『13歳からの道徳教科書』『はじめての道徳教科書』（ともに育鵬社）にくらべれば、『私たちの道徳』はまだ抑制的です。検定教科書になれば、天皇崇拜や「国防」のための「愛国心」をもっとむき出しにした道徳教科書も登場するでしょう。⑤「道徳」の授業の多くが教科書の使用によって拘束される反面、地域・学校・学級を基盤とした教師の教育実践創造の自由が奪われたり、狭められたりします。同時に懸念されるのは、「道徳」の授業が子どもの実生活から遊離したものになる危険です。

「道徳の教科化」のねらいとしてもう一つ指摘しておきたいことは、「特別の教科 道徳」（仮称）をかなめとして、他の教科・領域の中にも国定道徳を持ち込むことによって、学校教育全体を「道徳教育」化することです。すでにある県では、小学校6年社会科「日本国憲法」に関する単元で、憲法学習を現行「道徳」の内容の一つ、「法やきまりを守り、…」という項目のもとに位置づける指導事例が紹介されています。公権力の行使をしばる

規範としての憲法の本質の理解を誤らせるものです。戦前・戦時、修身科を中心とする道徳教育が、国語、国史（日本歴史）、音楽、学校儀式などによって支えられていたという事実を忘れることができません。

「特別の教科 道徳」に即して「児童生徒の道徳性の評価」を導入しようとしていることも、それが「人格評価」であるだけに、重大な問題です。評価がたとい文章記述によるものであるにせよ、子どもに「面従腹背」などの非教育的な作用を及ぼす恐れがあります。その評価が競争の教育と結び付けば、なおさらのことです。

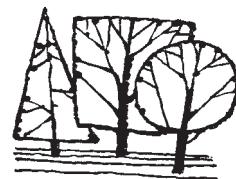
私たちがつくる道徳教育と道徳の授業

戦後道徳教育改革の「初心」は「判断力と実践力に富んだ自主的、自律的人間の形成」（1951年版学習指導要

領一般編〔試案〕）および「基本的人権の尊重を中心とする民主的道徳の育成」（1953年、教育課程審議会「社会科の改善に関する答申」）という目標に示されています。

相互に関連するこの二つの目標を受け継ぎながら、科学と教育との結合、教育と実生活との結合という二原則にもとづき、子どものための道徳教育とそれを創造する自由を、教師と父母・住民との協力によって打ち立てる必要があります。

よりくわしくは、子どもと教科書全国ネット21／編『「道徳の教科化」で spoilされる子どもたち』（合同出版ブックレット、本年10月刊行予定）所収の拙稿をご覧ください。



参加と共同の学校づくり・教育課程づくり

全国交流集会

11月8日（土）11：00～11月9日（日）12：30

全国教育文化会館 7階会議室

主催：全日本教職員組合、教組共闘連絡会、

子ども全国センター、憲法・教育基本法ネット

道徳の教科化、異常な学テ競争…、子どもと学校、地域の実態をあきらかにし、実践やとりくみを交流しましょう。

第60回 子どもを守る文化会議

10月5日（日）9：30～16：45

日本体育大学 東京・世田谷キャンパス

主催：第60回子どもを守る文化会議実行委員会

全体会

オープニング：佐藤真子さんの歌・弾き語り

記念講演：からだと心の事実をもとに、子どもの元気を考える

野井真吾さん（子どものからだと心・連絡会議議長、日本体育大学教授）

分科会

子どもの健康、保育、文化・メディア、教育など

特設コーナー 「親子で遊ぼう」

けん玉、こままわし、手づくりおもちゃ

子どもの権利条約批准20周年記念集会

12月6日（土）～7日（日）予定

会場等未定

今年は、子どもの権利条約が1989年11月20日に国連で採択されて25年、1994年4月23日に日本政府が批准して20年の記念の年にあたります。

DCI日本や「子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会」などが中心になって記念集会を予定しています。詳細は追ってお知らせします。

（教育子育て九条の会） 第7回全国交流集会

憲法を地域に生かそう！みんなのつどい

12月7日（日）10：00～16：00

さいたま共済会館（さいたま市）

主催：教育子育て九条の会／第7回全国交流集会

埼玉実行委員会

○参加予定の呼びかけ人

上原公子さん、香山リカさん、佐藤学さん、

田中孝彦さん、三上満さん

小森陽一さん（九条の会事務局長）

○埼玉の報告、リレートーク

子ども全国センター 2014 年度の主な活動（抜粋）

憲法を守り、憲法と子どもの権利条約を生かした子育て・教育をすすめるために全力をあげます

- (1) 憲法を守り、生かすとりくみに全力をあげます
①解釈改憲も含め、憲法改悪につながるあらゆる策動を許さない運動に全力をあげます。国民過半数署名、宣伝活動、各地での「〇〇九条の会」づくりなど、核兵器廃絶のとりくみとともに草の根からの運動を強めます
②「教育子育て九条の会」を各地に広げ、平和の文化を広めるとりくみをすすめます
(2) 憲法・子どもの権利条約を生かした子育て・教育をすすめるために全力をあげます
①道徳の教科化、教科書検定・採択制度の改悪、教育委員会制度の改悪など、憲法改悪につながる安倍「教育再生」の危険なねらいを学習し、反対する共同のとりくみをすすめます
②子どもたちを競争に追い立てる学力テスト体制の実態を明らかにし、全国一斉学力テストの中止を求めるとりくみをすすめます
③いじめ・自殺・体罰・子どもの貧困など、子どもと教育に関わる課題について、パンフレット「子どもたちが幸せに生きる社会を」を活用し、学習・懇談をすすめます
④概算要求期に向けた「えがお署名」を他団体にも呼びかけ集めるとともに、署名提出に合わせて文部科学省への要請行動を行います
⑤小・中・高校の 30 人学級を求めるとりくみをすすめます
⑥「高校授業料無償化」を復活させ、給付制奨学金制度を創設するなど、教育費無償化のために幅広い共同のとりくみをすすめます
⑦改訂学習指導要領、それにもとづく教科書などの問題点を明らかにし、子どもや教育を守り教育条件の充実に幅広い共同で積極的にとりくみます
⑧「子ども・子育て支援新制度」の具体化を許さず、安心して子育てできるよう保育制度の充実にとりくみます
⑨中央での共同の発展を踏まえ、地域の共同の推進を呼びかけます

憲法・子どもの権利条約を生かして、東日本大震災からの復旧・復興支援にとりくみます

- (1) 東日本大震災からの復興のために十分な予算措置を講じることを国に求める運動を強めます
(2) 引き続き、子どもと教育をめぐる課題での、被災地との交流をすすめます
(3) 子どもを放射能から守る学習、とりくみをすすめます
(4) 大飯原発再稼働差し止め訴訟福井地裁判決を生かし原発の再稼働を許さず、原発をなくし自然エネルギーへの転換を求めるとりくみをすすめます
(5) 地域、学校を見直し、安心・安全の学校づくりを地域からすすめます
(6) 子ども全国センターとして、地域・団体のとりくみが交流できるように情報を発信します

国民の共同で子どもを守るとりくみを強化します

- (1) 地域の共同組織と全国センターの連携を強化します
①地域での子どもをとりまく共同を強め、「子どもの権利・教育・文化 地域センター」を多様な形で確立・強化します。各地で、各団体や個人のとりくみの交流をすすめます
②「参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会」（11月 8 日～9 日）を、学校づくりを地域から共同してすすめる集会として位置付け、父母・地域とともに大きく成功させます
③全国センターとして、地域のとりくみの情報交流をすすめます

- (2) 子どもの困難打開のための対話と共同を発展させます
①第 10 回「子どもと教育を語るつどい」を開催し、子どもと教育についての今日的課題を交流し、共同を広げます（2月 21 日予定）
②日本子どもを守る会など他団体との共同を発展させます
③子どもの困難を打開し、はたらくルールの確立を求める共同をひろげます
ア. 広がる子どもの貧困と格差の問題について、さまざまな団体と改善へむけて共同のとりくみを強めます
イ. 全労連をはじめとする労働組合などと、青年の雇用を守りはたらくルールの確立を求める運動を共にすすめます
(3) 「教育のつどい 2014」に、実行委員会団体として積極的にとりくみます。憲法と教育の条理にもとづく子どもと教育をめぐる国民的議論の場として成功させます
(4) 子どもの権利条約を日本社会に生かすとりくみをすすめます
①批准 20 年となる子どもの権利条約をいかすとりくみを強めます
②国連「子どもの権利委員会」の第 3 回勧告の内容を学習し、子どもの権利条約の精神を広げます。子ども全国センターが作成したパンフレット「子どもたちが幸せに生きる社会を」、ブックレット「子どもをみるまなざしを問い合わせ直す」を活用し、地域での懇談会開催などをすすめます
③子どもの権利条約を日本社会に生かすよう、日本政府に対するとりくみをつよめます
④子どもの権利条約を子どもたちに知らせるとりくみを広げます
⑤勧告を生かし、いじめや児童虐待、体罰をなくし、安心して子どもが育つ環境をつくるために、世論をひろげるとともに、国や地方の行政への要求活動をすすめます
⑥子どもの権利条約「報告書をつくる会」のとりくみに、引き続き積極的に参加・協力します
⑦ポケット版「子どもの権利ノート」（10 年改訂版）と、パンフレット「子どもたちが幸せに生きる社会を」、ブックレット「子どもをみるまなざしを問い合わせ直す」の一層の普及をすすめます
(5) 「はだしのゲン」の閉架問題や子ども条例への攻撃など、地域での子どもと教育への反動的な動きに対する共同のとりくみを広げます
(6) 子どもをとりまく課題についての共同のとりくみをすすめます
①子どもをとりまく文化・メディアの改善を求めるとりくみをすすめます。
②政治からの教育介入、教科書問題、サッカーくじの拡大、など、子どもをとりまく課題について共同の論議ととりくみをひろげ、必要に応じて文科省・地方教育行政要請などを行います
③自衛隊の広報活動が、子どもたちに与える影響に対して防衛庁や関係行政に対して要請などを行います
④「キャリア教育」「職場体験学習」「防災教育」などに名を借りて、自衛隊が教育活動に入り込んできている実態を明らかにし、許さないとりくみをすすめます
(7) 各種実行委員会などに参加し、分担金の拠出を行います
①第 60 回日本母親大会（2014 年 8 月 2・3 日：神奈川）
②第 60 回子どもを守る文化会議（2014 年 10 月 5 日・東京）
③子どもの権利条約市民 NGO 報告集をつくる会
④「教育のつどい 2014」（2014 年 月 日：）
(8) 教育子育て 9 条の会第 7 回全国交流集会（2014 年 12 月 7 日・埼玉）のとりくみに協力し、参加します
全国センター組織を強化し活動を広げます（略）